

## 工 博物館調査票

### (ア) 設置者

#### 【変更の概要】

当該施設の設置者を把握する調査項目において、選択肢に「地方独立行政法人」を追加する。

変 更 案	現 行
7 設 置 者	7 設 置 者
<p>1 国 2 独立行政法人 3 都道府県 4 市(区) 5 町 6 村 7 組合 <b>8 地方独立行政法人</b> 9 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人 10 その他</p>	<p>1 国 2 独立行政法人 3 都道府県 4 市(区) 5 町 6 村 7 組合 8 一般社団法人・一般財団法人(特例民法法人を含む。) 9 その他</p>

[新旧対照表 : V - 1 ページ]

#### 【審査結果】

本件変更は、平成 25 年 10 月の地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）の改正により、地方独立行政法人<sup>(注1)</sup>が、博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館（以下「博物館等」という。）の設置及び管理に関する業務を取り扱うことが可能となったこと<sup>(注2)</sup>を踏まえ、本調査票の設置者を把握する調査項目において、選択肢に「地方独立行政法人」を追加するものである。

これについては、これにより得られるデータは博物館の職員体制、事業実施状況等に関する設置者種類別の分析等の上で有用なものと認められることから、適当であると考える。

(注 1) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）（抄）

(定義)

第 2 条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと 地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

(業務の範囲)

第 21 条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（前三号に掲げるものを除く。）。

(注2) 地方独立行政法人法施行令(抄)

(公共的な施設の範囲)

第4条 法第21条第5号に規定する政令で定める公共的な施設は、次に掲げるものとする。

- 一 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設
- 二 会議場施設、展示施設又は見本市場施設であつて総務省令で定める規模以上のもの
- 三 博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館

## エ 博物館調査票

### (イ) 入館者総数

#### 【変更の概要】

調査対象年度間の入館者総数及びそのうち特別展開催期間中の入館者数を把握する調査項目において、現行では千人単位で把握しているところ、一人単位で把握するよう改める。

変 更 案	現 行
(3) 入館者総数 うち特別展	(3) 入館者総数 うち特別展

《同様の変更》 体育施設調査票

[新旧対照表：V - 2 ページ]

[新旧対照表：VIII - 1 ページ]

#### 【審査結果】

本件変更は、本調査項目においては従前、千人単位で把握しており、千人未満の数については切上げにより報告を受けていたため、実際の数値と大きくかい離してしまう場合（例えば、実際は 150 人であっても、報告内容は 1,000 人となるなど）があったことから、一人単位で把握するよう改めるものである。

これについては、博物館では、入館者に入場券を交付し、当該発券数によって入館者数を一人単位で把握していることが一般的であるため、本件変更により把握方法を一人単位に変更したとしても報告者負担が大きく増えることはないと考えられること、また、より正確なデータを把握するためのものであることから、適当であると考える。